# 21 養豚及び採卵養鶏の経営安定対策

【令和5年度予算概算決定額

40日前※2

「お問い合わせ先」

・食鳥処理場への奨励金

(2の事業)

※2 10万羽未満飼養生産者に限る。

養豚 (所要額) 16,804 (16,804) 百万円 採卵養鶏(所要額) 5,174 (5,174) 百万円】

## <対策のポイント>

**養豚及び採卵養鶏の経営の安定を支援**することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。 (TPP11協定等の発効を踏まえて、肉豚経営安定交付金(豚マルキン)については、補塡率等の引上げを実施。(平成30年12月))

#### <政策目標>

- 豚肉の生産量の増加(90万t [平成30年度] →92万t [令和12年度まで])
- 鶏卵価格の安定化(卸売価格の変動幅:平均卸売価格の±25%以内 [毎年度] )

#### く事業の内容>

### 1. 養豚経営安定のための支援

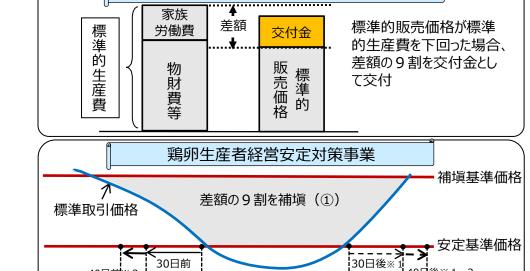
**肉豚経営安定交付金(豚マルキン)(所要額)16,804(16,804)百万円** 標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金と して交付します(交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者負担金の積立て による積立金から支出します。)。

#### 2. 採卵養鶏経営安定のための支援

鶏卵生産者経営安定対策事業 (所要額) 5,174 (5,174) 百万円

- ① 鶏卵価格が補塡基準価格を下回った場合に差額の9割を補塡します。
- ② 鶏卵価格が**安定基準価格を下回った場合に鶏舎を長期に空ける取組を支援** します。
- ③ 確度の高い鶏卵の需給見通しの作成等を支援します。

#### <事業の流れ> (1の事業) **積立金 国: 生産者=3:1** 積立金 交付 ALIC (ALICに積立) 生産者 交付金 (2の事業) 積立金 国:生産者=1:5 積立金 (1)民間団体等 生産者 玉 補塡金 協力金 国:生産者=3:1 協力金 (2)民間団体等 (3)生産者 民間団体等 授励金



②の奨励金の対象となる成鶏の出荷

)内は10万羽未満飼養生産者>

※1 安定基準価格を上回る日の前日までに、食鳥処理場に予約されている場合。

(1の事業) 畜産局企画課

60日以上 90日未満 210円/羽 (310円/羽) 90日以上120日未満 420円/羽 (620円/羽) 120日以上150日未満 630円/羽 (930円/羽)

47円/羽

40日後※1、2

(03-3502-5979)

食肉鶏卵課(03-3502-5989)

く事業イメージ>

肉豚経営安定交付金(豚マルキン)